

群馬県遠隔手話通訳用機材貸与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県が所有し管理する、遠隔手話通訳に必要なタブレット端末等の機材（以下、「機材」という。）の貸与に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症の発生により、聴覚障害者等の病院への受診等に際して、感染のリスクがあり手話通訳者等の同行が困難な状況がある場合に、聴覚障害者が安心して意思疎通支援を受けることができるとともに、手話通訳者を保護する観点から、遠隔手話通訳が実施できる体制を整備するため、機材を群馬県に配備し、貸与を行うことで、聴覚障害者等の意思疎通支援の円滑化を図ることを目的とする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、聴覚障害のため意思疎通を図ることに支障がある者及びその家族、医療機関、その他群馬県が適当と認める者とする。

(貸与機材)

第4条 貸与する機材は、次のとおりとする。

タブレット端末一式（本体、USBケーブル、USB電源アダプタ）

(配備する機関)

第5条 機材を配備する機関（以下、「機材配備機関」という。）は、群馬県健康福祉部障害政策課とする。

(貸与及び返却)

第6条 機材の貸与を受けようとする者は、「遠隔手話通訳用機材貸与申請書兼受領書」（様式第1号）に必要事項を記入し、機材配備機関に申請しなければならない。機材配備機関は申請内容が適当と認めた場合、機材の貸与を受けようとする者に機材及び「遠隔手話通訳用機材貸与申請書兼受領書」（様式第1号）の写しを交付する。

2 機材配備機関は、前項の規定により機材を貸与したときは、「遠隔手話通訳用機材管理台帳」（様式第2号）に記入し、貸与状況を管理しなければならない。

3 貸与の期間は、各年度の3月31日までの間で機材配備機関が必要と認める期間とし、機材の貸与を受けた者は期間が終了した場合は速やかに返却するものとする。

4 機材配備機関は、前項の規定により返却機材を受領したときは、「返却機材受領書」（様式第3号）に記入し、交付する。

(費用)

第7条 機材の貸与は、無償とする。

(管理等)

第8条 機材の貸与を受けた者は、十分な注意をもって機材の管理をしなければならない。

2 機材の貸与を受けた者は、第1条の目的以外に使用してはならない。また、第三者に譲渡又は転貸してはならない。

(貸与期間中の責任)

第9条 機材の貸与を受けた者は、機材を破損又は紛失したときは、直ちに群馬県に報告しなければならない。

2 貸与を受けた者がこの規程に違反した場合は、貸出期間終了前に返却を求める場合がある。また、故意又は過失により機材を破損、紛失させた場合は、群馬県は貸与を受けた者に対して損害に相当する金額を請求する場合がある。

3 機材の使用により貸与を受けた者が被った被害又は貸与を受けた者が第三者に与えた損害については、群馬県及び機材配備機関は一切その責めを負わない。

附則

この規程は、令和4年9月15日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

遠隔手話通訳用機材貸与申請書兼受領書

群馬県知事 へ

遠隔手話通訳に使用するため、下記のとおり機材の貸与を申請します。

申請日 年 月 日

氏名	
住所	〒 ー
連絡方法	希望する連絡方法に○をしてください。 (電話 ・ FAX ・ 電子メール ・ その他)
連絡先	

次の点にご注意ください。

- 1 機材は丁寧に取り扱いください。故意又は過失により機材を破損、紛失させた場合は、損害に相当する金額を請求する場合があります。
- 2 遠隔手話通訳の実施以外の目的に使用することはできません。USBメモリ等の外部装置・周辺機器の接続、公共のネットワーク（Free Wi-Fi等）への接続、第三者への転貸（また貸し）などは絶対に行わないでください。
- 3 貸与期間を厳守し、使用後は機材の確認を行い、速やかに返却してください。
- 4 機材を破損・紛失した場合は、直ちに群馬県障害政策課（TEL 027-226-2638、FAX 027-224-4776）へ報告してください。

機材配備機関使用欄

端末番号 ()	貸与日	年 月 日	確認者
	返却日	年 月 日	確認者

第3号様式（第6条関係）

返却機材受領書

様

遠隔手話通訳に使用するため貸与した下記の機材を受領しました。

記

端末番号	
受領日	年 月 日

機材配備機関名

群馬県健康福祉部 障害政策課